

「コーポレートガバナンス」「コンプライアンス」「リスクマネジメント」の継続的な改善・強化に努め、健全な企業運営を実践しています。

企業が、継続的に発展していくためには、社会から存在価値が認められ、信頼される健全な企業運営が必要です。

理想科学は、企業運営の基本的な考え方をステークホルダーにご理解いただくとともに、

コーポレートガバナンス 解説1、コンプライアンス、リスクマネジメントの継続的な改善・強化に努めています。

コーポレートガバナンス

健全で透明性の高い体制を整備

当社は、独立役員2名(社外監査役)を含む監査役4名による監視・監督のもと、10名の取締役で構成する取締役会が業務執行についての重要な意思決定を行うとともにその執行状況を監督するガバナンス体制を採用しています。

経営上の意思決定は、毎月1回の定時取締役会および必要に応じて随時開催する臨時取締役会において、監査役4名出席のもと、客観的・合理的判断を確保しつつ的確に行っています。また、その他の業務執行に係る意思決定については、稟議手続規程に定める決裁基準に基づき、毎月2回開催する経営会議にて決定しているほか、代表取締役、業務担当役員または部門長がそれぞれ判断し決定しています。

当社の監査役会は常勤監査役2名、非常勤社外監査役2名(独立役員)で構成され、ガバナンスのあり方と運営状況などについて公正・客観的な立場から監視しています。原則として監査役全員が

取締役会に出席するとともに、常勤監査役は経営会議をはじめとした社内の各重要会議に出席し、意思決定および業務執行状況を十分に監査できる体制となっています。また、内部監査部門である監査室および会計監査人と情報交換・意見交換を行うなど連携を密にして、監査の実効性の向上に努めています。

内部統制システムの評価を実施

当社は、「金融商品取引法」に定められた財務報告の適正性の確保を目的として、財務報告の信頼性に係る内部統制の整備を行い、2008年度からその内部統制の評価を行っています。

評価の結果、2010年3月末時点で、当社グループ(理想科学工業および関連会社)において、財務報告に重大な影響を与える可能性のある「重要な欠陥」は存在せず、財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。また、評価の結果は、外部監査人のあずさ監査法人による内部統制監査も受けています。これらの評価および監査の結果は、2010年6月に内部統制報告書ならびに内部統制監査報告書で開示・報告しました。

コーポレートガバナンス体制図 当社における会社の機関・内部統制等の関係(--> は選任・委嘱、-> は指示・報告・監査等を意味する)

